

平成30年1月29日

会員各位

一般社団法人伊那市観光協会
会長 白鳥 孝

(一社)伊那市観光協会認定新規みやげ品募集について

厳寒の候、会員の皆様におかれましては益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

日頃は、(一社)伊那市観光協会のためにご支援をいただきありがとうございます。

さて、伊那市観光協会では年2回「伊那市観光協会推奨みやげ品審査」事業をおこなっておりますが、このたび新規みやげ品の募集を致します。

現在102品目が「伊那市観光協会推奨みやげ品」として認定され、当協会で作製した推奨みやげ品シールを貼っていただき、みはらしファームの「推奨みやげ品コーナー」等におかれ好評を博しています。また、県内外のイベントやキャンペーン等での委託販売や、伊那市観光協会のホームページにも掲載して多くの皆様にご利用いただけるようPRに努めております。

昨今、消費者は、原材料、産地等がはっきり明記され、安心・安全な物なら高価であっても納得して買い求める時代です。伊那市観光協会みやげ品審査委員会ではそのような消費者のニーズに応じた「みやげ品」を推奨していきたいと考えていますので、その趣旨に添った新たなみやげ品の応募をお待ちしております。

各団体の代表者様におかれましては、会員様への周知をよろしく申し上げます。

記

1 申請について

別紙「みやげ品審査申請書(様式第1号)」に製品と申請料1件2,000円を添えて申請を行ってください。

申請期限は2月28日(水)までとします。また、製品については3月6日(火)

午後4時までに市役所2階観光協会へ搬入をお願いします。(日持ちのしないものについては3月7日(水)(審査委員会当日)午前9時までに搬入してください)

2 同封書類

「(一社)伊那市観光協会みやげ品推薦規則」「みやげ品審査申請書」「みやげ品申請要項」

3 その他

詳細は(一社)伊那市観光協会事務局までお尋ね下さい。

※ みやげ品審査委員会は平成30年3月7日(水)午前10時より開催します。

審査会に出席の必要はありません。

【問合先】

伊那市役所観光課内

(一社)伊那市観光協会 事務局 伊藤・渡辺(葉)

TEL 78-4111(内線2438) FAX 78-4131

一般社団法人伊那市観光協会みやげ品推薦規則

(目的)

第1条 この規則は、優良なみやげ品を推薦してみやげ品の質の向上をはかり、もって本協会の観光事業の発展に寄与することを目的とする。

第2条 会長は、みやげ品の審査会を開き、優秀なものはこれを登録し、伊那市観光協会推奨みやげ品（以下「推奨みやげ品」という）として推薦する。

(推薦基準)

第3条 推奨みやげ品は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 主として本市において販売目的をもって一般社団法人伊那市観光協会会員によって生産される加工食品みやげ品または工芸みやげ品で、特に優秀と認められるもの
- (2) 名称、意匠及び材料が本市にちなむ要素を有するもの
- (3) 意匠が優美と認められるもの
- (4) 風味が優良と認められるもの
- (5) 小売価格が適正なもの

(手続)

第4条 みやげ品の審査及び登録は、その製造人の申請によって行う。

2 審査を受けようとする者は、製品を添え、また登録を受けようとする者は、審査合格の日から3ヶ月以内に審査合格通知書の写しと製品の写真を添えて、それぞれ会長に申請書（それぞれ「みやげ品審査申請書（様式第1号）」「みやげ品登録申請書（様式第2号）」）を提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第5条 推奨みやげ品の有効期間は、2年とする。

2 登録の有効期間満了後引き続き登録を受けようとする者は、期間満了前2ヶ月以内に更新の登録を受けなければならない。

第6条 推奨みやげ品の意匠、容器、量目及び小売価格を変更しようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

(審査合格通知書等交付)

第7条 会長は、第4条の審査に合格したときは審査合格通知書（様式第3号）を、同上の登録をしたとき、または第5条第2項の登録を更新したとき、もしくは前条の登録の変更をしたときは登録証（様式第4号）を、それぞれ本人に交付するものとする。

(証票の添付)

第8条 推奨品登録を行ったみやげ品は、推奨品証票（様式第5号）を附して販売することができる。

(手数料の納付)

第9条 推奨みやげ品の審査申請及び更新申請を行おうとする者は、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は審査申請1件につき2,000円、2年ごとの更新申請1,000円とする。

3 既納の手数料は、審査不合格になったとしても還付しない。

(苦情処理の責任)

第10条 推奨みやげ品の買い受け人から苦情があった場合は、製造人は誠意をもってその責めに任じなければならない。

(事務検査)

第 11 条 会長は、推薦みやげ品が審査時の条件を保持しているか否かを随時検査することができる。

(推薦の取り消し)

第 12 条 会長は、推奨みやげ品が、次の各号の 1 に該当すると認めるときは、推薦を取り消すことができる。

- (1) 審査時の条件を保持していないとき。
- (2) 承認を受けないで意匠、容器、量目及び小売価格を変更したとき。
- (3) 苦情処理の責めを負わないとき。
- (4) その他会長が取り消しの必要を認めるとき。

(審査会)

第 13 条 協会に、(一社)伊那市観光協会みやげ品審査委員会(以下「審査会」という。)を置き、会長の諮問に応じて、みやげ品の審査を行う。

(審査会の組織)

第 14 条 審査会は委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から会長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人伊那市観光協会役員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政庁吏員

3 みやげ品関係者は委員には委嘱できない。

(任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 その職にあたるため委員となった者の任期は、その在職期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 16 条 審査会に委員長及び副委員長をおき、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 17 条 審査会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事)

第 18 条 審査会に幹事をおき、協会事務局の内から会長が任命する。

2 幹事は、審査会の所掌事務について委員を補佐する。

附 則

(施行日等)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に(一社)伊那市観光協会みやげ品推薦規則に基づいてした手続き、登録、審査会、委員その他の行為で、この規則に相当する規定があるものは、それぞれこの規則によりしたものとみなす。

一般社団法人伊那市観光協会みやげ品審査申請要項(新規)

1 手続きについて

(1) 申請

- ① 1品につき「みやげ品審査申請書(様式第1号)」1枚の提出
わかる限りのご記入をお願いいたします。
- ② 1品につき2,000円の審査手数料の納入
※既納の手数料は審査不合格の場合も還付しません。
- ③ 申請する製品1品につき8個(審査員数)をおみやげ品として売る状態で提出してください。

※「ローメン」「そば」のように調理の必要なものについては8食分の提出をお願いします。審査員の方々が持ち帰り審査のできるよう小袋もいっしょに提出下さい(貴社の製品とわかるようにしておくこと)

※「佃煮」「お多福豆」「ジャム」のようなものはその場で審査しますので審査員8人程度が審査できる量をご提出下さい。(一品で結構です)

※饅頭などの菓子については、販売する状態(箱入れ販売なら空箱を販売用に包装してお持ちください。品物は8個ご用意ください)。

④ 申請期限 平成30年2月28日(水)

※製品については3月6日(火)午後4時までに市役所2階(一社)伊那市観光協会事務局に提出して下さい。事前の提出でも構いません。

日持ちのしない物については、審査会当日3月7日(水)朝9時までに搬入をお願いします。

⑤ 提出先

(一社)伊那市観光協会事務局(伊那市役所2階 観光課内)

TEL: 96-8100(直通) 78-4111(代)内線 2438 FAX: 78-4131 担当: 伊藤, 渡辺(葉)

(2) 合格後の手続きについて

- ① 合格したものは登録等の手続きが必要になります。詳細については審査後、観光協会事務局より通知し、登録証授与式を開催します(日程は未定)
- ② 推奨品証票のシールについては伊那市観光協会制作の指定シールを販売しています。(1枚1円、最低1シート20枚単位で購入のこと。)
- ③ 推奨みやげ品登録有効期間は2年間ですが、一度「推奨品」として登録しても審査時の条件を保持できなくなったときは登録を取り消す場合があります。

(3) その他

詳細については、「(一社)伊那市観光協会みやげ品推薦規則」参照及び(一社)伊那市観光協会事務局までお問い合わせ下さい。

2 みやげ品審査委員会(出席の必要はありません)

日時 平成30年3月7日(月)午前10:00~

※審査基準は風味・意匠・容器・量目・小売価格 等

様式第1号

みやげ品審査申請書

一般社団法人伊那市観光協会みやげ品推薦規則第4条の規定によって
下記みやげ品の審査を申請いたします。

記

(申請人) (製造者)	住所	〒	
	業者名	(代表者名)	
		TEL ()	FAX ()
		印	
みやげ品の名称			
型 式			
量 目			
小 売 価 格		税込/税別	
保管可能日数		製造の日から	日間
意匠及び容器		別 添	

材 料

材 料 名	配 合 割 合	材 料 生 産 地

→ 裏面へ

※審査会意見	平成 年 月 日
※会長意見	平成 年 月 日

販売地域

地 区	小売業者の数	販 売 額

新たに市場開発可能地域

市 町 村 名	事 由

その他

(みやげ品のいわれ)
(キャッチフレーズ)

平成 年 月 日

一般社団法人伊那市観光協会長 殿

※ 申請品数が複数ありましたらこの申請書をコピーして使用して下さい。

※ なるべく詳しくご記入ください。